

令和7年度 第2回社会教育委員会議 資料集

資料1 社会教育について

資料2 文部科学省 資料

ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進
～これまでの論議を踏まえた施策の方向性～

資料3 社会教育委員会議 提言書等協議状況（第3期～第7期）

資料4 社会教育委員の職務について

令和7年度

社会教育委員会議

令和7年10月27日（月）
周南市教育委員会 生涯学習課

「社会教育」とは

社会教育法 第2条（社会教育の定義）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、**学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。**

生涯学習

= 「学ぶ者」に着目した概念

教育による学習

「教える者」と「学ぶ者」による行為

学校教育による学習

幼・小・中・高・大等
社会人の大学院入学

家庭教育による学習

社会教育

による学習

(学校・家庭以外の広く社会における教育)

国や県や公民館等が行う講座
大学等が行う公開講座
青少年団体等が行う青少年教育
民間が行う通信教育、カルチャースクール

自己学習

「学ぶ者」のみ
による行為
読書等の自主学習

広島県教育委員会「生涯学習・社会教育とは」より

市民センターの役割

地域づくりと生涯学習

地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、**活力ある持続可能な地域社会の実現**を図る。

市民センター条例 第1条

市民センターの事業

センターは、次に掲げる事業を行う

- (1) 地域づくりの支援に関する事業
- (2) 生涯学習の推進に関する事業
- (3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

市民センター条例 第3条

「生涯学習」とは

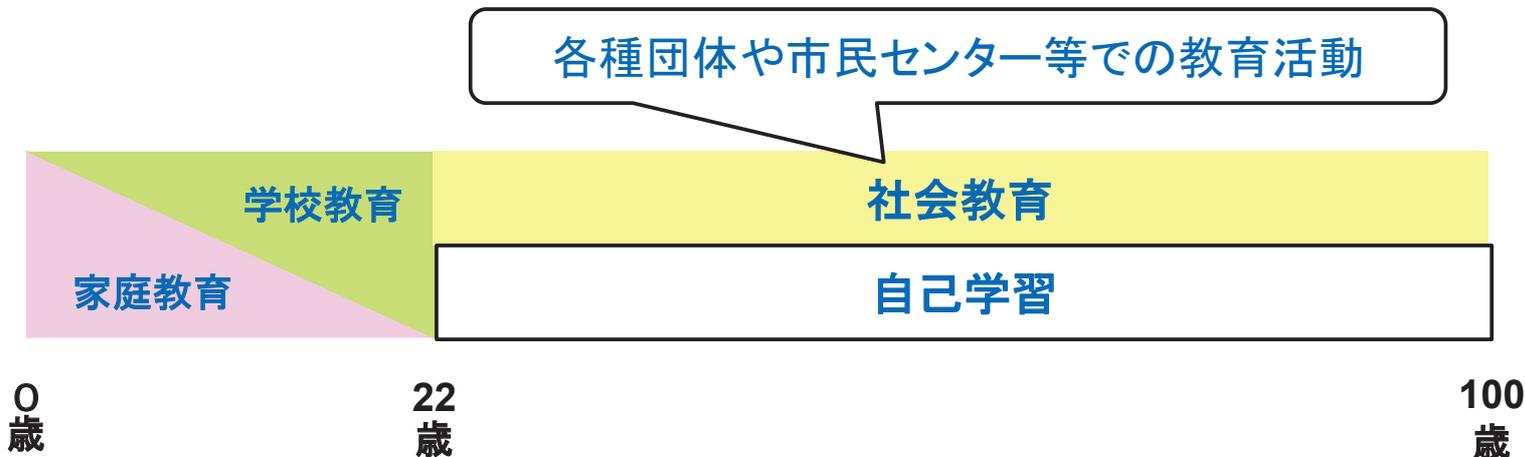
教育基本法 第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会、すなわち、生涯学習社会の実現が図られなければならない。

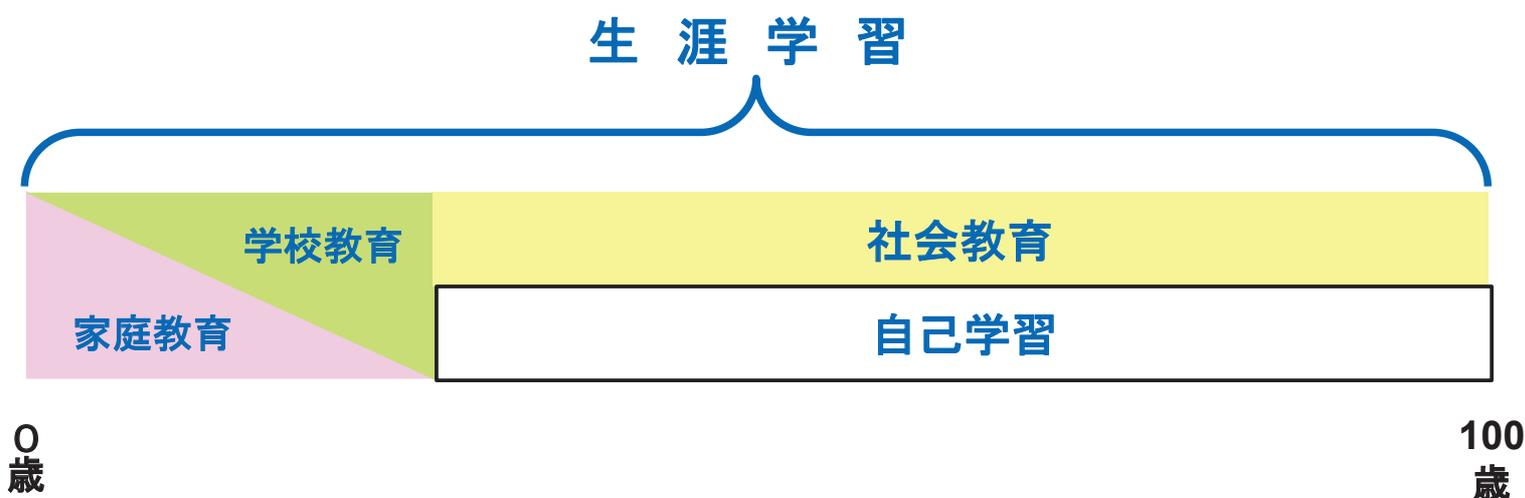
「生涯学習」とは

生涯学習は、一人一人がより豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。

「社会教育」「生涯学習」の整理



「社会教育」「生涯学習」の整理



生涯学習は、…（中略）…、**個人の人生を支え、自己実現を図る**上で、重要な役割を果たすものである。

「社会教育」「生涯学習」の整理

本来、社会教育は、地域コミュニティの構成員である住民が共に学ぶものであり、地域づくりの営みという性格を強く持っている。また、社会教育においては、学校教育で取り扱われる内容の範疇に留まらない、社会の変化に即応した様々なテーマを幅広く学ぶことができる。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待される。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より

「社会教育」への期待

- 一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促す。
- 地域の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組む。

「社会教育」への期待

- 人づくり
つながりづくり
- 地域づくり

「社会教育」への期待される役割

- 人づくり
つながりづくり

人と人との「かかわり」や「つながり」の
土壌を耕しておく

首長部局の一般行政が有効に機能すること
にもつながることが指摘

これからの「社会教育」に関するキーワード

- 1 ウェルビーイング
- 2 社会の創り手
- 3 学社融合（やまぐちPRIDE、大人の学び）

ウェルビーイングと社会の創り手とは

次期計画のコンセプト 出典：新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・ 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・ Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・ 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・ 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

学校教育でも、社会教育でも大切にすべきこと

主体性
課題解決

人とのつながり
幸せ

やまぐち
Well-Being

ウェルビーイングって なんだらう？



質問 わたしたちは、**なんのために**生きている
のでしょうか？

答えは「**幸せ**になるため」
幸せになるための大切なキーワード「**ウェルビーイング**」について一緒に考えてみましょう。



ウェルビーイングとは

ひとり
一人ひとりが大切にされ、心も体も
すこ
健やかに自分らしく生きられること

Well-being

よい 状態



健康
(体のよい状態)

幸せ・幸福
(心のよい状態)

福祉
(社会のよい状態)

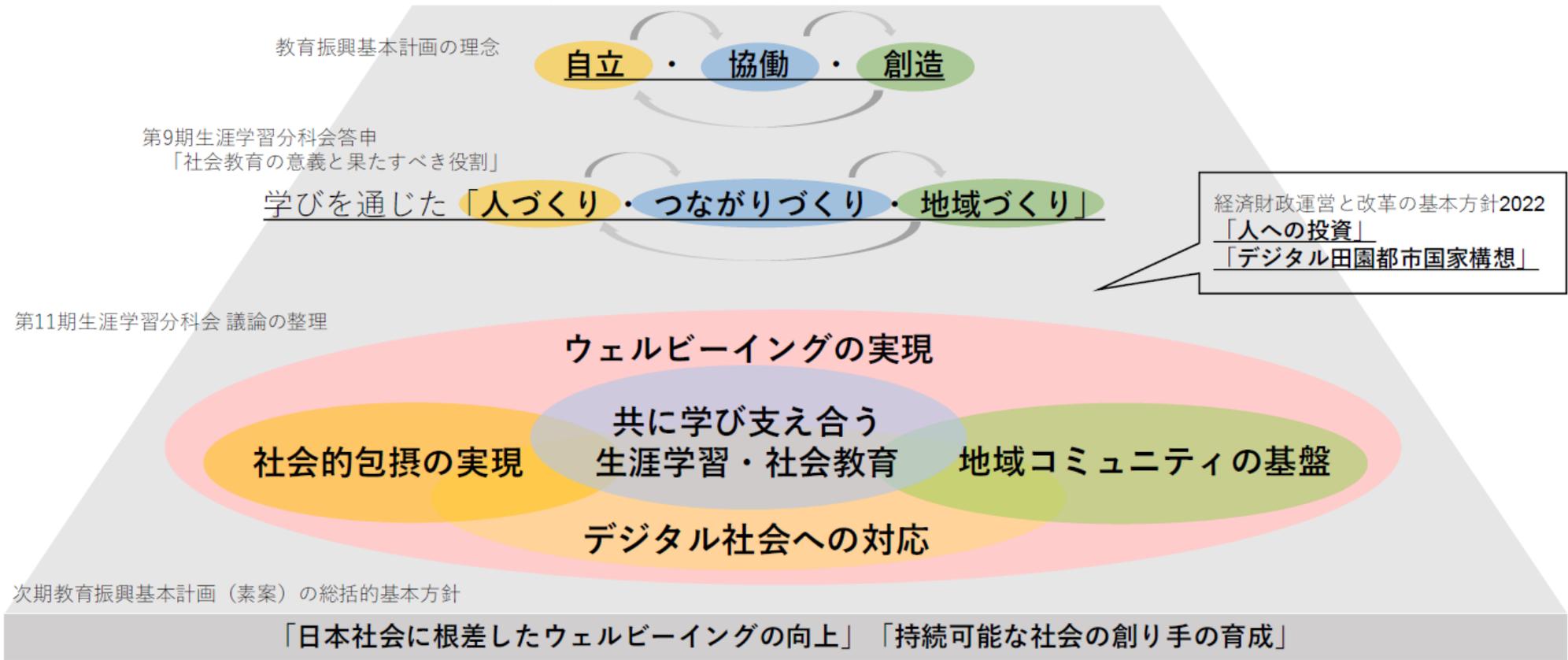
「社会教育委員」とは

社会教育法 第17条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる
ことができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言
と指導を与えることができる。

ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～



<p>生活を支えるリテラシーの向上 デジタルデバイドの解消 障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等</p>	<p>地域づくりを支える社会教育の実現 様々な地域課題への取組・解決 持続可能な社会の創り手の育成等</p>
--	---

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

■社会教育委員会議 提言書等協議状況（第3期～第7期）

期別	協議内容	
第3期 H19～H21	テーマ	市の家庭教育のあり方について 【グループ別テーマ】 ・学習機会の充実 ・子育て家庭を支える環境の醸成 ・孤立しがちな家庭に対する支援
	成果	提言書（教育委員会議に提出）

期別	協議内容	
第4期 H21～H23	テーマ	家庭・地域・学校の協働による教育コミュニティづくりの推進方策について 【グループ別テーマ】 ・家庭・地域・学校の協働の仕組みをどうつくるか ・家庭・地域・学校の協働を担う人材の育成、確保について
	成果	答申書（7月の定例教育委員会議に提出）

期別	協議内容	
第5期 H23～H25	テーマ	地域教育ネットワーク構築のためのコミュニティ・スクールの在り方について
	成果	意見書（7月の定例教育委員会議に提出）

期別	協議内容	
第6期 H25～H27	テーマ	（仮称）学び・交流プラザにおける生涯学習センター機能について
	成果	提案書・意見書の提出なし

期別	協議内容	
第7期 H27～H29	テーマ	地域づくりにおける公民館を中心とした社会教育活動のあり方について 【変更】公民館・生涯学習課関係事務の市長部局化への移管について
	成果	答申・意見書の提出なし → 公民館の市長部局化について継続審査

※第8期以降（H29～）テーマ設定なし

社会教育委員の職務について

■社会教育委員の職務について、社会教育法第17条に明記

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

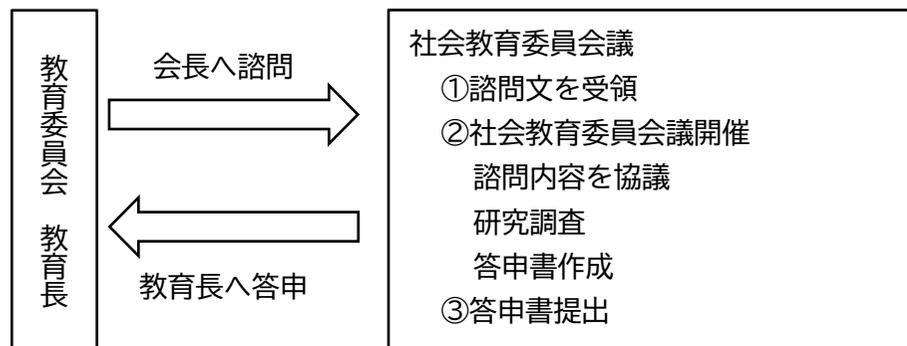
- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

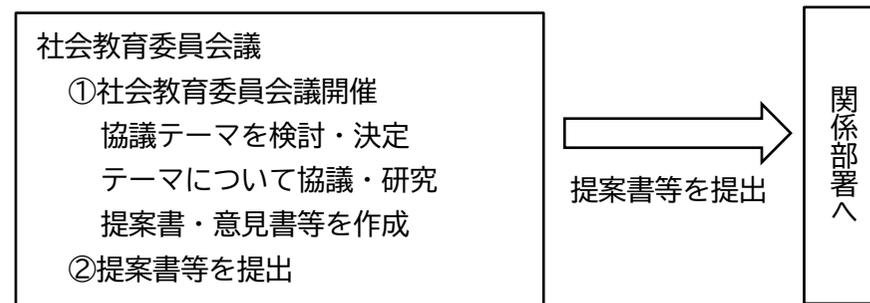
3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

■これまでの協議について

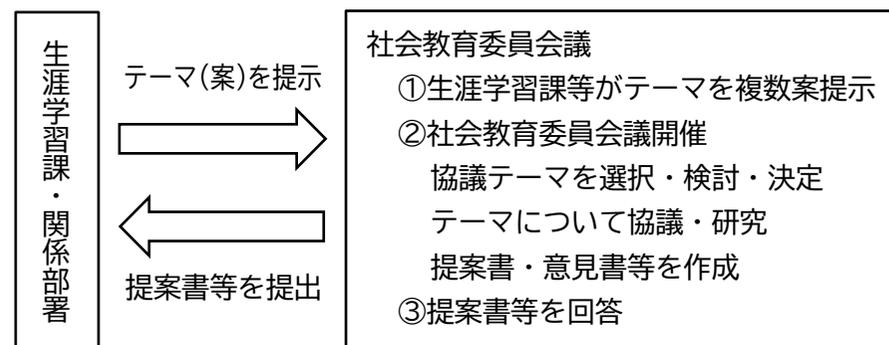
(1) 諮問



(2) 社会教育委員がテーマを決める



(3) 生涯学習課等がテーマ複数提示



(4) 生涯学習課の事業及び計画等への意見

